

山梨県公報

第二百四十六号

令和三年

十二月十三日

月 曜 日

目次

- 保安林の指定の解除の予定(二件)……………五九五
○道路の区域変更……………五九五
○道路の供用開始……………五九五
○建築基準法に基づく道路位置指定……………五九六

告示

山梨県告示第三百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和三年十二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 解除に係る保安林の所在場所 上野原市桐原字河渡四九二九の三から四九二九の七まで、四九二九の一〇
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

山梨県告示第三百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和三年十二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 解除に係る保安林の所在場所 上野原市桐原字河渡四九二九の二、四九二九の六、四九二九の八、四九二九の九
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

山梨県告示第三百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和四年一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 桐原藤野線
- 道路の区域

区間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
上野原市桐原字端上四六四一番一地先から 上野原市桐原字端上四六三四番一地先まで	一六・五 二一・〇	一六・五 五四・九	三一・四

山梨県告示第三百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和四年一月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原あき	上野原市上野原字新井原四六九	五九・四	令和三年十

る野線

三番地から
上野原市上野原字林ノ上五二三
八番二地先まで

二月十三日

山梨県告示第三百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和三年十二月一日
- 二 指定道路の位置 笛吹市春日居町加茂字榎町二百八十番四
- 三 指定道路の幅員 五・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十二・一四メートル